

土建第1375号  
令和7年1月14日

公益社団法人沖縄県建築士会  
一般社団法人沖縄県建築士事務所協会  
公益社団法人日本建築家協会沖縄支部  
一般社団法人沖縄県設備設計事務所協会

の長 殿

沖縄県土木建築部建築指導課長  
(公印省略)

### 建築基準法施行条例の一部改正に係る改正内容の周知について（協力依頼）

平素より本県の建築行政の推進へのご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第52号）が令和6年12月27日に公布され、下記のとおり、施行されることとなっております。

つきましては、円滑な施行に向けて、貴会員あて周知いただきますようご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。

#### 記

##### 第1 建築基準法に基づく確認申請等の手数料改正について

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、構造関係審査の対象が拡大し審査の業務が増えること、また、建築確認申請等の実施に関する事務の実態を勘案し、手数料の改定を行います。

##### 第2 建築物省エネ法改正に伴う手数料新設について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能基準について、これに適合させなければならない建築物の範囲が拡大されたことを踏まえ、建築物の確認申請手数料の加算額を新設します。

##### 第3 施行日について

令和7年4月1日以降に提出する申請書が対象です。

- ※ 改定額については、別添「新旧手数料表（チラシ）」をご確認下さい。
- ※ 県内の特定行政庁（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市及びうるま市の5市）を除く市町村が対象です。特定行政庁5市については、各市の担当窓口にてご確認下さい。

# 令和7年4月1日から 建築確認等の申請手数料が変わります

沖縄県では、建築基準法の一部改正（令和7年4月1日）による審査範囲の拡大等に伴い、建築確認、中間検査及び完了検査に係る申請手数料を次のとおり改定します。

また、省エネ基準適合審査に係る加算額を新たに設定します。

※那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市及びうるま市を除く

## 建築確認等申請手数料 新旧対照表（令和7年4月1日～適用）

単位：円

建築物		~30m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup> 超 ~100m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup> 超 ~200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup> 超 ~500m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup> 超 ~1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup> 超 ~2,000m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup> 超 ~10,000m <sup>2</sup>	10,000m <sup>2</sup> 超 ~50,000m <sup>2</sup>	50,000m <sup>2</sup> 超
建築確認	改正前	7,000	13,000	20,000	28,000	48,000	71,000	207,000	311,000	531,000
	改正後	10,000	19,000	30,000	37,000	67,000	97,000	281,000	419,000	717,000
中間検査	改正前	13,000	16,000	22,000	28,000	49,000	66,000	147,000	222,000	407,000
	改正後	19,000	23,000	32,000	36,000	63,000	84,000	188,000	293,000	524,000
完了検査 (中間検査なし)	改正前	14,000	17,000	23,000	32,000	53,000	74,000	178,000	260,000	455,000
	改正後	21,000	25,000	33,000	41,000	68,000	95,000	229,000	355,000	624,000
完了検査 (中間検査あり)	改正前	13,000	16,000	22,000	30,000	52,000	69,000	161,000	252,000	445,000
	改正後	19,000	23,000	32,000	38,000	66,000	88,000	207,000	327,000	575,000

単位：円

建築設備等		工作物	建築設備	小荷物専用昇降機
建築確認	改正前	11,000	11,000	6,000
	改正後	15,000	15,000	8,000
計画変更	改正前	6,000	7,000	4,000
	改正後	8,000	9,000	5,000
中間検査	改正前	13,000	16,000	12,000
	改正後	16,000	20,000	15,000
完了検査 (中間検査なし)	改正前	12,000	16,000	10,000
	改正後	15,000	21,000	13,000
完了検査 (中間検査あり)	改正前	—	14,000	10,000
	改正後	—	18,000	13,000

## お問合せ

北部土木事務所	建築班	0980-53-2010
中部土木事務所	建築班	098-894-6513
南部土木事務所	建築班	098-866-1762
宮古土木事務所	建築班	0980-72-1437
八重山土木事務所	建築班	0980-82-3077
沖縄県建築指導課	指導班	098-866-2413

## 建築物省エネ法改正に伴う手数料新設

（令和7年4月1日～適用）

### 【新設】確認申請手数料の加算額

（省エネの評価方法に仕様基準を用いた場合）

単位：円

建築物	~200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup> 超 ~300m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup> 超 ~2,000m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup> 超 ~5,000m <sup>2</sup>	5,000m <sup>2</sup> 超
戸建て住宅	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000
共同住宅など	17,000	17,000	26,000	42,000	54,000

### 【新設】完了検査申請手数料の加算額（新3号建築物除く）

単位：円

建築物	~300m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup> 超 ~1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup> 超 ~2,000m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup> 超 ~5,000m <sup>2</sup>	5,000m <sup>2</sup> 超 ~10,000m <sup>2</sup>	10,000m <sup>2</sup> 超 ~25,000m <sup>2</sup>	25,000m <sup>2</sup> 超
全て	5,000	6,000	8,000	11,000	13,000	15,000	17,000

沖縄県